

# 第 5 回 上 島 合 併 協 議 会

## 会 議 資 料

日 時：平成 1 5 年 6 月 1 3 日（金）午後 2 時 1 5 分から  
場 所：弓削町総合庁舎 3 階大会議室

# 目 次

## 報告事項

- 1．事務局報告 ..... 1 頁 -ジ
- 2．幹事会報告 ..... 2 頁 -ジ

## 前回確認事項

- 1．協議項目第 8 号 町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて ..... 3 頁 -ジ

## 議決事項

- 1．議案第 9 号 平成 1 4 年度上島合併協議会会計決算について ..... 4 頁 -ジ

## 協議事項

- 1．協議項目第 4 号 事務所の位置について ..... 5 頁 -ジ
- 2．協議項目第 9 号 農業委員会委員の定数について ..... 6 頁 -ジ
- 3．協議項目第 6 号 地方税の取扱いについて ..... 10 頁 -ジ

## その他

## 上島合併協議会事務局報告

### (1) 委託業務について

『上島合併新町建設計画策定業務』

委託業者	パシフィックコンサルタンツ(株) 四国支社 愛媛事務所長 池田 隆
委託料	¥3,391,500円(税込)
契約期間	平成15年6月5日から平成15年12月19日
業務内容	新町建設計画策定業務

### (2) 事務事業一元化調書について

専門部会から提出があり、事務局で調整を行い幹事会へ提案した。

総務分科会  
企画分科会  
財政分科会  
会計分科会  
税務分科会  
建設分科会  
建設管理分科会

### (3) 新町の名称公募について

募集期間 平成15年6月20日(金)～平成15年8月20日(水)  
専用応募ハガキ 6月号広報で各世帯1枚配布  
6月19日(木)各学校に配布  
6月20日(金)各役場に配布・投函箱設置

## 上島合併協議会幹事会報告

1. 日 時 平成15年6月5日(木) 14:15 ~ 16:35

2. 場 所 弓削町総合庁舎 3階第1会議室

3. 出席者 幹事 8名 事務局 5名 計13名  
\* 地方局総務調整課 1名

### 4. 議 事 (1) 第5回協議会について

\* 第5回協議会に次の事項を提案することを決定した。

#### 【報告事項】

- 1) 事務局報告について
- 2) 幹事会報告について

#### 【前回確認事項】

- 1) 町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて

#### 【協議事項】

- 1) 農業委員会委員の定数の取扱いについて
- 2) 地方税の取扱いについて
- 3) 事務所の位置について

### (2) その他

- 1) 消防体制、老人ホーム、電算システムの取扱いについて  
新町の消防体制(常備消防、非常備消防)、老人ホーム(海光園)、電算システムの取扱いについて、それぞれの事務担当者レベルで具体的内容について検討していくこととした。

- 2) 事務事業一元化について

各専門部会から提出のあった一元化調書(8分科会)について、次の幹事会までに各幹事会委員が内容審査し、幹事会において協議することとした。

また、以下5件の協議項目について原案ができ次第協議会に諮ることとした。

町字名の取扱いについて

機構及び組織の取扱いについて

条例・規則の取扱いについて

各種事務事業(広報広聴関係事業)の取扱いについて

〃 (電算システム事業)の取扱いについて

協議項目第 8 号

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 15 年 5 月 19 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併特例法は適用しない。

新町の議会議員の定数は、18 名とする。

設置選挙に限り、旧町村の区域に 1 選挙区を設ける。

各選挙区の定数は、次のとおりとする。

弓削選挙区 7 名、生名選挙区 4 名、岩城選挙区 5 名、魚島選挙区 2 名

ただし、設置選挙以後の選挙において、魚島村の議員 1 名を確保できる方法については別途考慮する。

平成 15 年 5 月 19 日確認

議案第9号

平成14年度上島合併協議会会計決算について

平成14年度上島合併協議会会計決算について提出する。

平成15年6月13日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

平成14年度上島合併協議会会計決算書

(歳入)

(単位:円)

款	項		当初予算額	補正予算額	予算現額	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	備考
1. 負担金			14,000,000	5,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0	0	
	1. 負担金		14,000,000	5,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0	0	
		負担金	14,000,000	5,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0	0	各町村負担金 1,000千円×4町村 合併準備補助金(弓削町分) 5,000千円
2. 県支出金			2,930,000	1,430,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0	0	
	1. 県補助金		2,930,000	1,430,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0	0	
		県補助金	2,930,000	1,430,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0	0	合併協議会運営費補助金
3. 繰越金			0	0	0	0	0	0	0	
	1. 繰越金		0	0	0	0	0	0	0	
		繰越金	0	0	0	0	0	0	0	
4. 諸収入			1,970,000	4,000,000	5,970,000	5,982,503	5,982,503	0	0	
	1. 預金利子		1,000	0	1,000	49	49	0	0	
		預金利子	1,000	0	1,000	49	49	0	0	
	2. 雑入		1,969,000	4,000,000	5,969,000	5,982,454	5,982,454	0	0	
		雑入	1,969,000	4,000,000	5,969,000	5,982,454	5,982,454	0	0	上島合併推進協議会引継金 1,982,454円 広域的なまちづくり推進事業 4,000,000円
	計		18,900,000	2,430,000	16,470,000	16,482,503	16,482,503	0	0	

(歳出)

(単位:円)

款	項		当初予算額	補正額	流用額	予算現額	支出済額	予算残額	備考
1. 運営費			6,624,000	751,000	0	5,873,000	4,489,186	1,383,814	
	1. 会議費		2,417,000	0	70,000	2,487,000	1,983,240	503,760	
		報酬	1,313,000	0	0	1,313,000	1,006,800	306,200	協議会委員 3回 258,000円 小委員会委員 14回 717,600円 新町将来構想策定小委員会 6回 483,600円 新町の名称・事務所の位置検討小委員会 7回 202,800円 新町の名称・事務所の位置検討打合せ 1回 31,200円 隠岐任意協議会視察研修来島対応 1回 31,200円
		旅費	596,000	0	0	596,000	456,440	139,560	協議会委員 3回 172,240円 小委員会委員 14回 240,000円 新町将来構想策定小委員会 6回 85,700円 新町の名称・事務所の位置検討小委員会 7回 142,320円 新町の名称・事務所の位置検討打合せ 1回 11,980円 隠岐任意協議会視察研修来島対応 1回 8,020円 幹事会 2回 36,180円
		需用費	450,000	0	70,000	520,000	520,000	0	一般事務費(コピー代、MD代、お茶代等)
		役務費	8,000	0	0	8,000	0	8,000	
		使用料及び賃借料	50,000	0	0	50,000	0	50,000	
	2. 事務費		4,207,000	751,000	70,000	3,386,000	2,505,946	880,054	
		職員手当等	1,997,000	751,000	0	1,246,000	604,993	641,007	特別勤務手当、時間外勤務手当、期末手当
		共済費	180,000	0	0	180,000	110,089	69,911	臨時職員保険料

	賃 金	884,000	0	0	884,000	779,414	104,586	臨時職員賃金
	旅 費	267,000	0	0	267,000	247,530	19,470	幹事会出席旅費（生名村3名、岩城村3名） 15,940円 協議会出席旅費（生名村3名、岩城村3名） 15,940円 事務事業現況調査説明会 32,350円 （生名村2回3名、岩城村2回3名、魚島村1回2名） 意見交換会 21,600円 （生名村2名、岩城村1名、魚島村3名） その他出張 161,700円
	需 用 費	260,000	0	0	260,000	259,187	813	一般事務費（新聞代、文具代等）
	役 務 費	80,000	0	155,000	235,000	208,629	26,371	郵便代、電話代
	使用料及び賃借料	47,000	0	0	47,000	41,904	5,096	プリンターリース料
	備品購入費	482,000	0	225,000	257,000	245,700	11,300	片袖机1、脇机1、椅子1、パソコン1
	負担金及び交付金	10,000	0	0	10,000	8,500	1,500	全国合併協議会連絡会議5,000円、社会保険協会3,500円
2. 事業費		12,168,000	1,679,000	0	10,489,000	9,998,030	490,970	
	1. 事業推進費	11,690,000	1,544,000	0	10,146,000	9,899,294	246,706	
	報 償 費	0	0	900,000	900,000	888,500	11,500	意見交換会謝金164,000円、アンケート調査謝金724,500円
	需 用 費	2,232,000	0	0	2,232,000	2,005,194	226,806	協議会だより印刷代（1～5号） 495,500円 将来構想印刷代 924,000円、その他コピー用紙代等
	役 務 費	8,000	0	0	8,000	0	8,000	
	委 託 料	9,450,000	1,544,000	900,000	7,006,000	7,005,600	400	新町将来構想策定業務委託料 3,486,000円 事務事業一元化業務委託料 2,100,000円 協議会ホームページ制作業務委託料 684,600円 新町例規策定業務委託料 735,000円
	2. 調査研究費	478,000	135,000	0	343,000	98,736	244,264	
	報 酬	94,000	0	0	94,000	0	94,000	
	旅 費	76,000	0	0	76,000	0	76,000	
	需 用 費	100,000	0	0	100,000	98,736	1,264	コピー代等
	役 務 費	8,000	0	0	8,000	0	8,000	
	使用料及び賃借料	200,000	135,000	0	65,000	0	65,000	
3. 予備費		108,000	0	0	108,000	0	108,000	
	1. 予備費	108,000	0	0	108,000	0	108,000	
	計	18,900,000	2,430,000	0	16,470,000	14,487,216	1,982,784	

歳入総額 16,482,503 円 - 歳出総額 14,487,216 円 = 1,995,287 円 平成15年度上島合併協議会会計への繰越金 1,995,287 円

### 監査報告書

平成14年度上島合併協議会会計の歳入歳出決算について関係書類、諸帳簿等審査した結果、すべて正確であったことを報告します。

平成15年6月 日

監査委員

監査委員

協議項目第 4 号

事務所の位置について

事務所の位置について提出する。

平成 1 5 年 6 月 1 3 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

事務所の位置について

平成 年 月 日確認

協議項目第9号

農業委員会委員の定数について

農業委員会委員の定数について提出する。

平成15年6月13日提出

上島合併協議会長 木下良一

農業委員会委員の定数について

平成 年 月 日確認

農業委員会委員の定数について

【協議事項】

選挙による農業委員会委員の定数について

	定 数
新 町	人

## 農業委員会委員の定数について

『平成14年8月20日第1回協議会で確認』

合併特例法は適用しない。  
定数等については、農業委員会法による範囲内で検討する。

『事務事業一元化調書』

- ・ 選挙による委員定数は、法の定める範囲内（10人から20人まで）で合併前に調整する。
- ・ 推薦による委員は、法の定めるところにより、議会推薦（5人以内）、農協推薦（1人）、共済組合（1人）とする。

### 協議事項

#### 1. 選挙による委員の定数について

選挙委員の定数は、政令で定める基準に従い、10人から20人の間で、条例で定めることとなります。

定数の基準となるのは農地面積と農家世帯数です。

農地面積 = 耕作の目的に供する土地

【農地面積を基準に考える】

(単位：人)

	上島4ヶ町村(415ha)				玉川町 427ha	小田町 430ha	新 町
	弓削町 121ha	生名村 59ha	岩城村 232ha	魚島村 3ha			
選 挙	10	10	10	10	15	12	
議会推薦	4	0	1	3	1	2	5人以内
農協推薦	1	0	1	0	1	1	1人
共済推薦	0	0	0	0	1	1	1人
計	15	10	12	13	18	16	

haの数値はH13農林水産統計年報

【農家数を基準に考える】

(単位：人)

	上島4ヶ町村(220戸)				伯方町 210戸	日吉村 206戸	新 町
	弓削町 48戸	生名村 27戸	岩城村 145戸	魚島村 0戸			
選 挙	10	10	10	10	11	12	
議会推薦	4	0	1	3	2	2	5人以内
農協推薦	1	0	1	0	1	1	1人
共済推薦	0	0	0	0	1	1	1人
計	15	10	12	13	15	16	

戸数の数値はH13農林水産統計年報

～参考～

上島の場合、農業委員会の選挙による選挙区については、基準(すべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は基準農業者数が600以上)に満たないため設けられない。

協議項目第6号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成15年6月13日提出

上島合併協議会長 木下良一

地方税の取扱いについて
1. 個人町民税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
2. 法人町民税は、現行のとおりとする。
3. 固定資産税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
4. 軽自動車税は、弓削町、生名村の例により標準税率とする。納期については、弓削町、生名村、岩城村の例による。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
5. 町たばこ税、鉦産税、特別土地保有税は、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	8 地方税(国民健康保険税を除く)の取扱い	関係項目	
調整方針	1. 個人町民税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。 2. 法人町民税は、現行のとおりとする。 3. 固定資産税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。 4. 軽自動車税は、弓削町、生名村の例により標準税率とする。納期については、弓削町、生名村、岩城村の例による。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。 5. 町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税は、現行のとおりとする。		

区分	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
個人町村民税	納税義務者 町内に住所を有する個人等 町内に事務所、事業所又は家 屋敷を有する個人で町内に住 所を有しない者	納税義務者 村内に住所を有する個人等 村内に事務所、事業所又は家 屋敷を有する個人で村内に住 所を有しない者	納税義務者 同左	納税義務者 同左		現行のとおりとする。
	均等割税率 2,000円	均等割税率 同左	均等割税率 同左	均等割税率 同左		現行のとおりとする。
	所得割税率 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%	所得割税率 同左	所得割税率 同左	所得割税率 同左		現行のとおりとする。
	納期 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 翌年1月4日～同月31日	納期 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 翌年1月16日～同月31日	納期 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 翌年1月1日～同月31日	納期 同左	納期が異なる。	弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
法人町村民税	納税義務者 町内に事務所又は事業所を 有する法人 町内に寮等を有する法人で 町内に事務所又は事業所を有 しないもの及び町内に事務所、 事業所又は寮等を有する法人 でない社団又は財団で代表者 又は管理人の定めのあるもの	納税義務者 村内に事務所又は事業所を 有する法人 村内に寮等を有する法人で 村内に事務所又は事業所を有 しないもの及び村内に事務所、 事業所又は寮等を有する法人 でない社団又は財団で代表者 又は管理人の定めのあるもの	納税義務者 同左	納税義務者 同左		現行のとおりとする。
	均等割税率 資本金 従業員 税額 50億円超 50人超 300万円 10億円超50億円以下 50人超 175万円 10億円超 50人以下 41万円 1億円超10億円以下 50人超 40万円 " 50人以下 16万円 1千万円超1億円以下 50人超 15万円 " 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 前各号に掲げる法人以外の法人 5万円	均等割税率 同左	均等割税率 同左	均等割税率 同左		現行のとおりとする。
	法人割税率 12.3%	法人割税率 同左	法人割税率 同左	法人割税率 同左		現行のとおりとする。
	申告納期 事業年度終了の日から2ヶ月 以内の確定申告・納付 次年度開始の日から6ヶ月を 経過した日から2ヶ月以内の中 間申告・納付	申告納期 同左	申告納期 同左	申告納期 同左		現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	8 地方税（国民健康保険税を除く）の取扱い	関係項目	
調整方針			

区分	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
固定資産税	納税義務者 固定資産に対し、その所有者	納税義務者 同左	納税義務者 同左	納税義務者 同左		現行のとおりとする。
	税率 1.4%	税率 同左	税率 同左	税率 同左		現行のとおりとする。
	免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	免税点 同左	免税点 同左	免税点 同左		現行のとおりとする。
	納期 第1期 4月16日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月25日 第4期 翌年2月1日～同月末日	納期 第1期 4月16日～同月30日 第2期 7月16日～同月31日 第3期 12月16日～同月25日 第4期 翌年2月16日～同月末日	納期 弓削町と同じ	納期 同左	生名村と他の1町2村とで2期以降の納期に違いがある。	弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
軽自動車税	納税義務者 軽自動車等に対し、その所有者	納税義務者 同左	納税義務者 同左	納税義務者 同左		現行のとおりとする。
	税率 原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 又は定格出力0.6kw以下 1,000円 2輪で総排気量0.05ℓ超0.09ℓ以下 又は定格出力0.6kw超0.8kw以下 1,200円 2輪で総排気量0.09ℓ超 又は定格出力0.8kw超 1,600円 3輪以上で総排気量0.02ℓ超 又は定格出力0.25kw超 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪以上 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 専ら雪上を走行 2,400円 小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	税率 同左	税率 原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 又は定格出力0.6kw以下 1,000円 2輪で総排気量0.05ℓ超0.09ℓ以下 又は定格出力0.6kw超0.8kw以下 1,200円 2輪で総排気量0.09ℓ超 又は定格出力0.8kw超 1,600円 3輪以上で総排気量0.02ℓ超 又は定格出力0.25kw超 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪以上 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	税率 同左		弓削町、生名村の例による。
	賦課期日 4月1日	賦課期日 同左	賦課期日 同左	賦課期日 同左		現行のとおりとする。
	納期 5月11日～同月31日	納期 同左	納期 同左	納期 同左	魚島村と他の1町2村とで納期に違いがある。	弓削町、生名村、岩城村の例による。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	8 地方税（国民健康保険税を除く）の取扱い	関係項目	
調整方針			

区分	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
町村たばこ税	納税義務者 卸売販売業者等	納税義務者 同左	納税義務者 同左	納税義務者 同左		現行のとおりとする。
	課税標準 喫煙用の製造たばこ パイプたばこ 1グラム 葉巻たばこ 1グラム 刻みたばこ 2グラム かみ用の製造たばこ 2グラム かぎ用の製造たばこ 2グラム	課税標準 同左	課税標準 同左	課税標準 同左		現行のとおりとする。
	税率 1,000本につき2,668円	税率 同左	税率 同左	税率 同左		現行のとおりとする。
	申告納期 毎月末日までに、前月販売分 について申告納付	申告納期 同左	申告納期 同左	申告納期 同左		現行のとおりとする。
鉱産税	納税義務者 鉱物掘採事業に対し、その鉱業者	納税義務者 同左	納税義務者 同左	納税義務者 同左		現行のとおりとする。
	課税標準 鉱物の価格	課税標準 同左	課税標準 同左	課税標準 同左		現行のとおりとする。
	税率 1% (期間合計200万円以下0.7%)	税率 同左	税率 同左	税率 同左		現行のとおりとする。
	申告納期 毎月15日から同月末日まで に、前月掘採した鉱物分につい て申告納付	申告納期 同左	申告納期 同左	申告納期 同左		現行のとおりとする。
特別土地保有税	納税義務者 土地又はその取得に対し、当 該土地の所有者又は取得者	納税義務者 同左	納税義務者 同左	納税義務者 同左		現行のとおりとする。
	課税標準 土地の取得価格	課税標準 同左	課税標準 同左	課税標準 同左		現行のとおりとする。
	税率 土地 1.4% 土地の取得 3%	税率 同左	税率 同左	税率 同左		現行のとおりとする。
	免税点 1月1日に所有する土地の合 計面積、1月1日前1年以内に取 得した土地の合計面積、7月1日 前1年以内に取得した土地の合 計面積がそれぞれ 10,000㎡未満	免税点 同左	免税点 同左	免税点 同左		現行のとおりとする。
	申告納期 1月1日現在土地保有 5月31日 1月1日前1年以内土地取得 2月末日 7月1日前1年以内土地取得 8月31日	申告納期 同左	申告納期 同左	申告納期 同左		現行のとおりとする。